

岩手県報

号外
平成18年3月6日
月曜日

毎週火・金曜日2回発行

目次

規則	頁
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…(建築住宅課)	1
告示	
○特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定の一部改正…(地域企画室)	8
○特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定の一部改正…()	9
○町又は字の区域の設定及び字の区域の廃止並びに字の名称の変更(久慈市) …(市町村課)	9
○公平委員会の事務委託(久慈市) …()	12
○耕作の業務の規模の基準の一部改正…(団体指導課)	12
○農業振興地域の指定の一部改正…(農業振興課)	13

○農業振興地域の指定の一部改正…()	13
○県道路線の認定に係る告示事項の変更…(道路環境課)	13
○2級河川の指定の変更…(河川課)	14
○屋外広告物条例第4条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定の一部改正…(都市計画課)	15
教育委員会訓令	
○公立小中学校に係る勤務替え等訓令…	16
教育委員会告示	
○教科用図書採択地区の設定の一部改正…	17
人事委員会規則	
○へき地手当等に関する規則及び特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…	17
公安委員会規則	
○岩手県警察組織規則の一部を改正する規則…	20

規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月6日

岩手県知事 増田寛也

岩手県規則第20号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第1条 建築基準法施行細則(昭和47年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(意見の聴取請求書) 第8条 法第9条第3項又は第8項(法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、意見の聴取請求書(様式第8号)を知事又は所管地方振興局長に提出しなければならない。 (特殊建築物の定期報告) 第9条 [略] 2 法第12条第1項に規定する所有者は、 <u>建築物定期調査報告書(様式第9号)に建築物定期調査結果調書(様式第10号)</u> を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。 (建築設備等の定期報告) 第10条 法第12条第2項の規定により知事が指定する建築設備は、エレベーター及びエスカレーター(いずれも一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。)並びに前条第1項に規定する建築物の建築設備で次に掲げるものとする。 (1)~(3) [略] 2 法第88条第1項において準用する法第12条第2項の規定に	(意見の聴取請求書) 第8条 法第9条第3項又は第8項(法第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、意見の聴取請求書(様式第8号)を知事又は所管地方振興局長に提出しなければならない。 (特殊建築物の定期報告) 第9条 [略] 2 法第12条第1項に規定する所有者は、 <u>省令別記第三十六号の二の四様式及び省令別記第三十六号の二の五様式</u> に知事が別に定める図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。 (建築設備等の定期報告) 第10条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、エレベーター及びエスカレーター(いずれも一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。)並びに前条第1項に規定する建築物の建築設備で次に掲げるものとする。 (1)~(3) [略] 2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定に

より知事が指定する昇降機等は、政令第138条第2項各号に掲げるものとする。

3 [略]

4 法第12条第2項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する所有者は、昇降機等定期検査報告書(様式第11号)又は建築設備定期検査報告書(様式第12号)に別に指定する検査の結果を示す図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。

(既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出)

第13条 法第48条第1項から第12項まで、法第51条、法第52条第1項若しくは第2項、法第59条第1項、法第61条又は法第62条第1項の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、既存建築物現況届書(様式第15号)により所管地方振興局長に届け出なければならない。

2 [略]

(積雪荷重)

第15条 [略]

2 [略]

3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数値とする。

$$d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$$

この式において、d、ls、rs、 α 、 β 及び γ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d 垂直積雪量(単位 メートル)

α 、 β 、 γ 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げる数値

ls 敷地の位置の標高(単位 メートル)

rs 敷地の位置の海率(区域に応じて次の表のRの欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。)

区 域	α	β	γ	R
[略]				
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域以外の区域 久慈市 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村			[略]	

より知事が指定する昇降機等は、政令第138条第2項各号に掲げるものとする。

3 [略]

4 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する所有者は、昇降機等の所有者にあっては省令別記第三十六号の三様式及び省令別記第三十六号の三の二様式に知事が別に定める図書を添えて、建築設備の所有者にあっては省令別記第三十六号の四様式及び省令別記第三十六号の四の二様式に知事が別に定める図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。

(既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出)

第13条 法第48条第1項から第12項まで、法第51条、法第52条第1項若しくは第2項、法第53条第1項、法第54条第1項、法第55条第1項、法第56条第1項、法第56条の2第1項、法第59条第1項若しくは第2項、法第61条又は法第62条第1項の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、既存建築物現況届書(様式第15号)により所管地方振興局長に届け出なければならない。

2 [略]

(積雪荷重)

第15条 [略]

2 [略]

3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数値とする。

$$d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$$

この式において、d、ls、rs、 α 、 β 及び γ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d 垂直積雪量(単位 メートル)

α 、 β 、 γ 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げる数値

ls 敷地の位置の標高(単位 メートル)

rs 敷地の位置の海率(区域に応じて次の表のRの欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。)

区 域	α	β	γ	R
[略]				
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域以外の区域 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村			[略]	

<p>宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域以外の区域 遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域以外の区域 陸前高田市 岩手郡葛巻町 気仙郡住田町 下閉伊郡のうち岩泉町及び川井村 九戸郡(洋野町のうち平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域及び野田村を除く。)の区域</p>	[略]
[略]	

(許可申請書)

第19条 法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第9項、第10項若しくは第13項、法第53条第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第68条の3第4項又は法第68条の5の2第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

[略]

2～4 [略]

5 法第85条第3項又は第4項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。

6～13 [略]

(認定申請書)

第23条 [略]

2～10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

(書類の經由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び法第18条第5項、省令第1条の3第12項、省令第3条第8項、省令第4条の16第1項及び第3項並びに省令第11条の2第1項並びに第2条、第4条、第9条第2項、第10条第4項、第11条、第

<p>宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域 遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域以外の区域 陸前高田市 岩手郡葛巻町 気仙郡住田町 下閉伊郡のうち岩泉町及び川井村 九戸郡(洋野町のうち平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域及び野田村を除く。)の区域</p>	[略]
[略]	

(許可申請書)

第19条 法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第68条の3第4項又は法第68条の5の2第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

[略]

2～4 [略]

5 法第85条第3項又は第5項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。

6～13 [略]

(認定申請書)

第23条 [略]

2～10 [略]

11 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、同条第1項に係る申請については省令第10条の23、同条第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書のほか、法第86条の8第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

(書類の經由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び法第18条第5項、省令第1条の3第14項、省令第3条第8項、省令第4条の16第1項及び第3項並びに省令第11条の2第1項並びに第2条、第4条、第9条第2項、第10条第4項、第11条、第

<p>12条、第18条第1項及び第19条第7項に規定する書類の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の經由を要しない。</p> <p>様式目次 様式第1号～様式第8号 [略] 様式第9号 建築物定期調査報告書(第9条第2項) 様式第10号 建築物定期調査結果調書(第9条第2項) 様式第11号 昇降機等定期検査報告書(第10条第4項) 様式第12号 建築設備定期検査報告書(第10条第4項) 様式第13号～様式第25号 [略]</p>	<p>12条、第18条第1項及び第19条第7項に規定する書類の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の經由を要しない。</p> <p>様式目次 様式第1号～様式第8号 [略] 様式第9号から様式第12号まで 削除 様式第13号～様式第25号 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

本則及び様式中次の表の左欄に掲げる字句等(同表の中欄に掲げる規定又は様式に限る。)は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に改める。

所管地方振興局長	第11条、第13条第1項及び第2項、第13条の2、第18条第1項、第19条第5項及び第13項並びに第20条	所管する広域振興局又は地方振興局長
名あて人又は発信人の意味で用いられている「地方振興局長」	様式第3号、様式第8号、様式第9号、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第15号、様式第16号、様式第16号の2、様式第17号、様式第18号、様式第19号及び様式第22号	「 振興局長」

改正前	改正後
<p>(意見の聴取請求書)</p> <p>第8条 法第9条第3項又は第8項(法第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、意見の聴取請求書(様式第8号)を知事又は所管地方振興局長に提出しなければならない。</p> <p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第12条第1項に規定する所有者は、省令別記第三十六号の二の四様式及び省令別記第三十六号の二の五様式に知事が別に定める図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。</p> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する所有者は、昇降機等の所有者にあっては省令別記第三十六号の三様式及び省令別記第三十六号の三の二</p>	<p>(意見の聴取請求書)</p> <p>第8条 法第9条第3項又は第8項(法第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、意見の聴取請求書(様式第8号)を知事又は所管する広域振興局又は地方振興局長に提出しなければならない。</p> <p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第12条第1項に規定する所有者は、省令別記第三十六号の二の四様式及び省令別記第三十六号の二の五様式に知事が別に定める図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する知事が指定する建築物の廃止又は使用の休止(当該建築物について、最後に法第12条第1項の規定による報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の翌日以降の日までの休止に限る。)をしたときは、遅滞なく建築物等廃止(休止)届(様式第9号)により所管する広域振興局又は地方振興局長に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による休止の届出をした建築物については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該届出の日から当該建築物に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第1項の規定による報告を要しない。</p> <p>5 第3項の規定による休止の届出をした建築物を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、建築物等再使用届(様式第10号)に第2項に規定する図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局長に届け出なければならない。</p> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する所有者は、昇降機等の所有者にあっては省令別記第三十六号の三様式及び省令別記第三十六号の三の二</p>

様式に知事が別に定める図書を添えて、建築設備の所有者にあっては省令別記第三十六号の四様式及び省令別記第三十六号の四の二様式に知事が別に定める図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。

(道路の築造の届出等)

第18条 [略]

2 地方振興局長は、前項の規定による届出を受理した場合において当該道路が政令第144条の4第1項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認めるときは、当該道路の築造主に対して築造道路基準適合証(様式第19号)を交付するものとする。

(許可申請書)

第19条 [略]

2～10 [略]

11 知事又は地方振興局長は、特に必要があると認める場合には、前各項に規定する図書のほか、第1項から第4項までに規定する省令別記第四十三号様式、第5項に規定する省令別記第四十四号様式、第6項から第8号までに規定する省令別記第六十一号の二様式、第9項に規定する省令別記第六十五号の二様式又は前項に規定する省令別記第四十七号様式による申請書に添えなければならない図書を別に指定することができる。

12・13 [略]

(認定申請書)

第23条 [略]

2 [略]

3 法第55条第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第3項の表に掲げる図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。

4～6 [略]

7 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて地方振興局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

8 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に省令第10条の16

様式に知事が別に定める図書を添えて、建築設備の所有者にあっては省令別記第三十六号の四様式及び省令別記第三十六号の四の二様式に知事が別に定める図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

5 第1項に規定する知事が指定する建築設備及び第2項に規定する知事が指定する昇降機等(以下「建築設備等」という。)の廃止又は使用の休止(当該建築設備等について、最後に法第12条第3項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日以降の日までの休止に限る。)をしたときは、遅滞なく建築物等廃止(休止)届により所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

6 前項の規定による休止の届出をした建築設備等については、第1項から第4項までの規定にかかわらず、当該届出の日から当該建築設備等に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第3項の規定による報告を要しない。

7 第5項の規定による休止の届出をした建築設備等を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、建築物等再使用届に第4項に規定する図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

(道路の築造の届出等)

第18条 [略]

2 広域振興局又は地方振興局の長は、前項の規定による届出を受理した場合において当該道路が政令第144条の4第1項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認めるときは、当該道路の築造主に対して築造道路基準適合証(様式第19号)を交付するものとする。

(許可申請書)

第19条 [略]

2～10 [略]

11 知事又は広域振興局若しくは地方振興局の長は、特に必要があると認める場合には、前各項に規定する図書のほか、第1項から第4項までに規定する省令別記第四十三号様式、第5項に規定する省令別記第四十四号様式、第6項から第8号までに規定する省令別記第六十一号の二様式、第9項に規定する省令別記第六十五号の二様式又は前項に規定する省令別記第四十七号様式による申請書に添えなければならない図書を別に指定することができる。

12・13 [略]

(認定申請書)

第23条 [略]

2 [略]

3 法第55条第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第3項の表に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

4～6 [略]

7 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

8 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に省令第10条の16

第2項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる書面及び図書を添えて地方振興局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

9 法第86条の5第2項の規定による認定の取消しを受けようとする者は、省令別記第六十五号様式に省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けたことを証する書面の写しを添えて地方振興局長に提出しなければならない。

10 法第86条の6第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書を添えて地方振興局長に提出しなければならない。

11 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、同条第1項に係る申請については省令第10条の23、同条第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書のほか、法第86条の8第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。

12 政令第115条の2第1項第4号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

13～15 [略]

(書類の経由)

第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、建築物、建築設備、工作物、建築物の敷地又は道路(以下「建築物等」という。)のある区域を所管する市町村長及び地方振興局長(地方振興局長又は地方振興局に勤務する建築主事に提出するものにあつては、建築物等のある区域を所管する市町村長)を経由しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び法第18条第5項、省令第1条の3第14項、省令第3条第8項、省令第4条の16第1項及び第3項並びに省令第11条の2第1項並びに第2条、第4条、第9条第2項、第10条第4項、第11条、第12条、第18条第1項及び第19条第7項に規定する書類の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

様式目次

様式第1号～様式第8号 [略]

様式第9号から様式第12号まで 削除

様式第13号～様式第25号 [略]

第2項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる書面及び図書を添えて広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

9 法第86条の5第2項の規定による認定の取消しを受けようとする者は、省令別記第六十五号様式に省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けたことを証する書面の写しを添えて広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

10 法第86条の6第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書を添えて広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

11 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、同条第1項に係る申請については省令第10条の23、同条第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書のほか、法第86条の8第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

12 政令第115条の2第1項第4号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

13～15 [略]

(書類の経由)

第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、建築物、建築設備、工作物、建築物の敷地又は道路(以下「建築物等」という。)のある区域を所管する市町村長及び広域振興局又は地方振興局の長(広域振興局若しくは地方振興局の長又は広域振興局若しくは地方振興局に勤務する建築主事に提出するものにあつては、建築物等のある区域を所管する市町村長)を経由しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び法第18条第5項、省令第1条の3第14項、省令第3条第8項、省令第4条の16第1項及び第3項並びに省令第11条の2第1項並びに第2条、第4条、第9条第2項、第3項及び第5項、第10条第4項、第5項及び第7項、第11条、第12条、第18条第1項及び第19条第7項に規定する書類の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

様式目次

様式第1号～様式第8号 [略]

様式第9号 建築物等廃止(休止)届(第9条第3項又は第10条第5項)

様式第10号 建築物等再使用届(第9条第5項又は第10条第7項)

様式第11号及び様式第12号 削除

様式第13号～様式第25号 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第9号から様式第12号までを次のように改める。

様式第9号(第9条、第10条関係)

振興局長 様		年 月 日
		届出者 住所 氏名 (印) 電話 () 〔法人にあつては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
建築物等廃止(休止)届		
次の建築物等を廃止(休止)したので、建築基準法施行細則第9条第3項(第10条第5項)の規定により届け出ます。		
1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3	(1) 所在地	
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階) 延べ面積(m ²)
4	建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者の氏名並びに確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
6	完了検査年月日及び前回報 告年月日	完了検査 年 月 日
		前回報 告 年 月 日
7	廃止又は休止の理由	
8	廃止年月日又は休止期間	廃 止： 年 月 日 休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで
※受付欄		

備考 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 届出者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3 休止期間に変更が生じたときも、この様式により届け出てください。

(A4)

様式第10号(第9条、第10条関係)

振興局長 様		年 月 日
		届出者 住所 氏名 (印) 電話 () 〔法人にあつては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
建築物等再使用届		
次の建築物を再使用したいので、建築基準法施行細則第9条第5項(第10条第7項)の規定により届け出ます。		

1 所有者の住所及び氏名		
2 管理者の住所及び氏名		
3 建築物 の概要	(1) 所在地	
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階) 延べ面積(m ²)
4 建築設備等の種類、用途及び構造		
5 確認済証交付者の氏名並びに確認済証交付年月日及び番号		年 月 日 第 号
6 休止届の年月日(休止期間)		年 月 日 (休止期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
7 前回報告年月日及び再使用報告年月日		前回報告: 年 月 日 再使用報告: 年 月 日
※受付欄		

備考 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 届出者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(A4)

様式第11号及び様式第12号 削除

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定により提出されている報告書等は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定による報告書等とみなす。

告 示

岩手県告示第277号

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定(平成10年岩手県告示第1027号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月6日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後												
<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村及び九戸郡(軽米町及び九戸村を除く。)の区域内に所在する場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村及び九戸郡(軽米町及び九戸村を除く。)の区域内に所在する場合	[略]	[略]		<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合	[略]	[略]	
[略]													
設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村及び九戸郡(軽米町及び九戸村を除く。)の区域内に所在する場合	[略]												
[略]													
[略]													
設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合	[略]												
[略]													

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第278号

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定(平成10年岩手県告示第1028号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月6日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後												
<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"> 法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村及び九戸郡(軽米町及び九戸村を除く。)の区域内に所在する場合 </td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村及び九戸郡(軽米町及び九戸村を除く。)の区域内に所在する場合	[略]	[略]		<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"> 法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合 </td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合	[略]	[略]	
[略]													
法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村及び九戸郡(軽米町及び九戸村を除く。)の区域内に所在する場合	[略]												
[略]													
[略]													
法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合	[略]												
[略]													

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第279号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり町又は字の区域を新たに画し、及び字の区域を廃止し、並びに字の名称を変更する旨久慈市長職務執行者から届出があった。

平成18年3月6日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 新たに画する町の区域

旧	新
九戸郡山形村	山形町

2 廃止する字

九戸郡山形村の字の全部

3 新たに画する字の区域

旧	新
大字小国第1地割	小国第1地割
大字小国第2地割	小国第2地割
大字小国第3地割	小国第3地割
大字小国第4地割	小国第4地割
大字小国第5地割	小国第5地割
大字小国第6地割	小国第6地割
大字小国第7地割	小国第7地割

大字小国第8地割	小国第8地割
大字小国第9地割	小国第9地割
大字小国第10地割	小国第10地割
大字小国第11地割	小国第11地割
大字小国第12地割	小国第12地割
大字小国第13地割	小国第13地割
大字小国第14地割	小国第14地割
大字小国第15地割	小国第15地割
大字小国第16地割	小国第16地割
大字霜畑第1地割	霜畑第1地割
大字霜畑第2地割	霜畑第2地割
大字霜畑第3地割	霜畑第3地割
大字霜畑第4地割	霜畑第4地割
大字霜畑第5地割	霜畑第5地割
大字霜畑第6地割	霜畑第6地割
大字霜畑第7地割	霜畑第7地割

大字霜畑第 8 地割	霜畑第 8 地割	大字川井第17地割	川井第17地割
大字霜畑第 9 地割	霜畑第 9 地割	大字荷軽部第 1 地割	荷軽部第 1 地割
大字霜畑第10地割	霜畑第10地割	大字荷軽部第 2 地割	荷軽部第 2 地割
大字霜畑第11地割	霜畑第11地割	大字荷軽部第 3 地割	荷軽部第 3 地割
大字霜畑第12地割	霜畑第12地割	大字荷軽部第 4 地割	荷軽部第 4 地割
大字霜畑第13地割	霜畑第13地割	大字荷軽部第 5 地割	荷軽部第 5 地割
大字霜畑第14地割	霜畑第14地割	大字荷軽部第 6 地割	荷軽部第 6 地割
大字霜畑第15地割	霜畑第15地割	大字荷軽部第 7 地割	荷軽部第 7 地割
大字霜畑第16地割	霜畑第16地割	大字荷軽部第 8 地割	荷軽部第 8 地割
大字霜畑第17地割	霜畑第17地割	大字荷軽部第 9 地割	荷軽部第 9 地割
大字霜畑第18地割	霜畑第18地割	大字荷軽部第10地割	荷軽部第10地割
大字川井第 1 地割	川井第 1 地割	大字荷軽部第11地割	荷軽部第11地割
大字川井第 2 地割	川井第 2 地割	大字荷軽部第12地割	荷軽部第12地割
大字川井第 3 地割	川井第 3 地割	大字荷軽部第13地割	来内第13地割
大字川井第 4 地割	川井第 4 地割	大字荷軽部第14地割	来内第14地割
大字川井第 5 地割	川井第 5 地割	大字荷軽部第15地割	来内第15地割
大字川井第 6 地割	川井第 6 地割	大字荷軽部第16地割	来内第16地割
大字川井第 7 地割	川井第 7 地割	大字荷軽部第17地割	来内第17地割
大字川井第 8 地割	川井第 8 地割	大字荷軽部第18地割	来内第18地割
大字川井第 9 地割	川井第 9 地割	大字荷軽部第19地割	来内第19地割
大字川井第10地割	川井第10地割	大字荷軽部第20地割	来内第20地割
大字川井第11地割	川井第11地割	大字荷軽部第21地割	来内第21地割
大字川井第12地割	川井第12地割	大字荷軽部第22地割	来内第22地割
大字川井第13地割	川井第13地割	大字荷軽部第23地割	来内第23地割
大字川井第14地割	川井第14地割	大字荷軽部第24地割	荷軽部第24地割
大字川井第15地割	川井第15地割	大字荷軽部第25地割	荷軽部第25地割
大字川井第16地割	川井第16地割	大字日野澤第 1 地割	日野沢第 1 地割

大字日野澤第2地割	日野沢第2地割	大字繋第1地割	繋第1地割
大字日野澤第3地割	日野沢第3地割	大字繋第2地割	繋第2地割
大字日野澤第4地割	日野沢第4地割	大字繋第3地割	繋第3地割
大字日野澤第5地割	日野沢第5地割	大字繋第4地割	繋第4地割
大字日野澤第6地割	日野沢第6地割	大字繋第5地割	繋第5地割
大字日野澤第7地割	日野沢第7地割	大字繋第6地割	繋第6地割
大字日野澤第8地割	日野沢第8地割	大字繋第7地割	繋第7地割
大字日野澤第9地割	日野沢第9地割	大字繋第8地割	繋第8地割
大字日野澤第10地割	日野沢第10地割	大字繋第9地割	繋第9地割
大字日野澤第11地割	日野沢第11地割	大字繋第10地割	繋第10地割
大字日野澤第12地割	日野沢第12地割	大字繋第11地割	繋第11地割
大字日野澤第13地割	日野沢第13地割	大字繋第12地割	繋第12地割
大字日野澤第14地割	日野沢第14地割	大字繋第13地割	繋第13地割
大字日野澤第15地割	日野沢第15地割	大字繋第14地割	繋第14地割
大字日野澤第16地割	日野沢第16地割	大字繋第15地割	繋第15地割
大字日野澤第17地割	日野沢第17地割	大字繋第16地割	繋第16地割
大字戸呂町第1地割	戸呂町第1地割	大字繋第17地割	繋第17地割
大字戸呂町第2地割	戸呂町第2地割	大字繋第18地割	繋第18地割
大字戸呂町第3地割	戸呂町第3地割	大字繋第19地割	繋第19地割
大字戸呂町第4地割	戸呂町第4地割	大字繋第20地割	繋第20地割
大字戸呂町第5地割	戸呂町第5地割	大字繋第21地割	繋第21地割
大字戸呂町第6地割	戸呂町第6地割	大字繋第22地割	繋第22地割
大字戸呂町第7地割	戸呂町第7地割	大字繋第23地割	繋第23地割
大字戸呂町第8地割	戸呂町第8地割	大字繋第24地割	繋第24地割
大字戸呂町第9地割	戸呂町第9地割	4 変更する字の名称	
大字戸呂町第10地割	戸呂町第10地割	旧	新
大字戸呂町第11地割	戸呂町第11地割	字夏井	夏井

字黒沼	黒沼
字早坂	早坂
字大崎	大崎
字閉伊口	閉伊口
字鳥谷	鳥谷
字堀切	堀切
字角柄	角柄
字桑畑	桑畑
字外屋敷	外屋敷
字本町	本町
字向町	向町
字保土沢	保土沢
字北野	北野
字横沼	横沼
字白前	白前
字本波	本波
字麦生	麦生
字下戸鎖	下戸鎖
字上戸鎖	上戸鎖
字端神	端神
字細野	細野
字木売内	木売内
字深田	深田

岩手県告示第280号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、岩手県は、次の規約により久慈市から公平委員会の事務の委託を受けた。

平成18年3月6日

岩手県知事 増田 寛也

久慈市と岩手県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、久慈市は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務(以下「委託事務」という。)を岩手県に委託する。

(経費)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、次に掲げる区分により久慈市の負担とし、久慈市は、これを岩手県に交付するものとする。

(1) 経常費

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分に関する不服申立てに基づく審査等の経費

2 前項第1号の経費及び交付の時期は、岩手県知事と久慈市長が協議して定める。

3 第1項第2号の経費は、その事務の終了後(その事務が次年度にわたるときは、年度ごとに)岩手県知事の請求により、その都度速やかに交付するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第3条 委託事務に適用される岩手県人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、岩手県人事委員会は、直ちに久慈市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、久慈市長は、直ちに当該規則等を公表しなければならない。

第4条 久慈市長は、次に掲げる条例等の写しをあらかじめ岩手県人事委員会に送付しなければならない。

(1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等

(2) 分限及び懲戒に関する条例等

2 前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、久慈市長は、直ちに岩手県人事委員会に通知しなければならない。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、岩手県知事と久慈市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成18年3月6日から施行する。

2 久慈市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する岩手県人事委員会規則等が久慈市に適用される旨及びこれらの規則等を公表するものとする。

岩手県告示第281号

耕作の業務の規模の基準(平成12年岩手県告示第777号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月6日

岩手県知事 増田 寛也

改正前

改正後

区 域	業務の規模の基準		
	水 稲	陸 稲	麦
[略]			
野田村	[略]		
山形村	25	10	10
二戸市	[略]		
[略]			

区 域	業務の規模の基準		
	水 稲	陸 稲	麦
[略]			
野田村	[略]		
二戸市	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第282号

農業振興地域の指定（昭和47年岩手県告示第220号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月6日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 名称久慈の項を次のように改める。

- 1 名称 久慈地域
- 2 区域 久慈市のうち次の図に示した地域

備考 「次の図」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課及び久慈地方振興局農政部並びに久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第283号

農業振興地域の整備に関する農業振興地域の指定（昭和48年岩手県告示第385号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月6日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 名称山形地域の項を削る。

岩手県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により告示した県道路線の認定に係る告示事項を次のとおり変更する。

平成18年3月6日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 主要地方道

新旧の別	整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地	備 考
旧	5	一戸山形線	二戸郡一戸町 九戸郡山形村		平成6年岩手県告示第696号
新	5	一戸山形線	二戸郡一戸町 久慈市山形町		
旧	29	野田山形線	九戸郡野田村 九戸郡山形村		平成6年岩手県告示第696号
新	29	野田山形線	九戸郡野田村 久慈市山形町		

旧	42	戸呂町軽米線	九戸郡山形村戸呂町 九戸郡軽米町上館		平成10年岩手県告示第420号
新	42	戸呂町軽米線	久慈市山形町戸呂町 九戸郡軽米町上館		

2 主要地方道以外の県道

新旧の別	整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地	備 考
旧	272	戸田荷軽部線	九戸郡九戸村戸田 九戸郡山形村荷軽部		平成6年岩手県告示第702号
新	272	戸田荷軽部線	九戸郡九戸村戸田 久慈市山形町荷軽部		
旧	292	大野山形線	九戸郡洋野町大野 九戸郡山形村		平成18年岩手県告示第18号

新	292	大野山 形線	九戸郡洋野 町大野		
			久慈市山形 町		

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び久慈地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第285号

河川法(昭和39年法律第167号)第5条第6項において準ずることとされている同条第1項の規定に基づき、次のとおり2級河川の指定を変更する。

平成18年3月6日

岩手県知事 増 田 寛 也

新旧の別	水系名	河川名	指 定 区 間	
			起 点	終 点
新	久慈川	久慈川	左岸 久慈市山形町川井第11地割28番の32の32地先 右岸 久慈市山形町川井第14地割25番85地先	身沢合流点 海
旧	久慈川	久慈川	左岸 九戸郡山形村大字川井第11地割28番の32の32地先 右岸 九戸郡山形村大字川井第14地割25番85地先	身沢合流点 海
新	久慈川	夏井川	左岸 久慈市夏井町夏井中崎川合流点对岸 右岸 久慈市夏井町夏井中崎川合流点	久慈川合流点
旧	久慈川	夏井川	左岸 九戸郡夏井村大字夏井中崎川合流点对岸 右岸 九戸郡夏井村大字夏井中崎川合流点	久慈川合流点
新	新井田川	瀬月内川	左岸 久慈市山形町荷軽部第19地割9番地先 右岸 久慈市山形町荷軽部第19地割3番地先	青森県境
旧	新井田川	瀬月内川	左岸 九戸郡山形村大字荷軽部第19地割9番地先 右岸 九戸郡山形村大字荷軽部第19地割3番地先	青森県界
新	宇部川	宇部川	左岸 久慈市宇部町字北の越 右岸 久慈市宇部町字和野	滝の沢合流点 海
旧	宇部川	宇部川	左岸 九戸郡宇部村字北の越 右岸 九戸郡宇部村字和野	滝の沢合流点 海
新	久慈川	遠別川	左岸 久慈市山形町霜畑第6地割38番の1地先(砂防指定地下) 右岸 久慈市山形町霜畑第6地割105番の2地先	久慈川への合流点
旧	久慈川	遠別川	左岸 九戸郡山形村大字霜畑第6地割38番の1地先(砂防指定地下) 右岸 九戸郡山形村大字霜畑第6地割105番の2地先	久慈川への合流点
新	久慈川	川又川	左岸 久慈市山形町小国第10地割4番地先 右岸 久慈市山形町小国第12地割133番の1地先	長内川への合流点
旧	久慈川	川又川	左岸 九戸郡山形村大字小国第10地割4番地先 右岸 九戸郡山形村大字小国第12地割133番の1地先	長内川への合流点
新	久慈川	戸呂町川	左岸 久慈市山形町戸呂町第1地割23番地先 右岸 久慈市山形町戸呂町第3地割100番の2地先	久慈川への合流点
旧	久慈川	戸呂町川	左岸 九戸郡山形村大字戸呂町第1地割23番地先 右岸 九戸郡山形村大字戸呂町第3地割100番の2地先	久慈川への合流点
新	久慈川	日野沢川	左岸 久慈市山形町荷軽部第5地割62番地先 右岸 久慈市山形町荷軽部第5地割25番の1地先	久慈川への合流点
旧	久慈川	日野沢川	左岸 九戸郡山形村大字荷軽部第5地割62番地先 右岸 九戸郡山形村大字荷軽部第5地割25番の1地先	久慈川への合流点
新	久慈川	二又川	左岸 久慈市山形町霜畑第4地割11番の13地先 右岸 久慈市山形町霜畑第4地割11番の13地先	遠別川への合流点

旧	久慈川	二又川	左岸 九戸郡山形村大字霜畑第4地割11番の13地先 右岸 九戸郡山形村大字霜畑第4地割11番の13地先	遠別川への合流点
---	-----	-----	--	----------

備考 指定区間を表示した図面は、岩手県県土整備部河川課及び久慈地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第286号

屋外広告物条例第4条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定（昭和47年岩手県告示第790号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月6日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前				改正後			
2 条例第4条第1項第6号の規定により指定する地域				2 条例第4条第1項第6号の規定により指定する地域			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、右欄に掲げるもの（ただし、当該道路から展望できない地域及び人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）を除く。）				(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、右欄に掲げるもの（ただし、当該道路から展望できない地域及び人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）を除く。）			
路線名	区 間		接続する地域	路線名	区 間		接続する地域
	起 点	終 点			起 点	終 点	
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
一般国道 45号	[略]		[略]	一般国道 45号	[略]		[略]
	久慈市夏井町宇 鳥谷第7地割40 番1地先 （国国道交差 点）	[略]			久慈市夏井町鳥 谷第7地割40番 1地先 （国国道交差 点）	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
一般国道 281号	[略]		[略]	一般国道 281号	[略]		[略]
	[略]	九戸郡山形村大 字荷軽部第23地 割63番100地先 （国村道交差 点）			[略]	久慈市山形町来 内第23地割63番 100地先 （国市道交差 点）	
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
一般国道 395号	[略]		[略]	一般国道 395号	[略]		[略]
	久慈市夏井町宇 鳥谷第7地割40 番1地先 （国国道交差 点）	[略]			久慈市山形町来 内第23地割63番 100地先 （国市道交差 点）	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]

主要地方 道野田山 形線	九戸郡山形村大 字荷軽部第20地 割字越田13番 188地先 (国道交差 点)	九戸郡山形村大 字霜畑第1地割 字二又6番1地 先 (合戦場橋東 詰)
[略]		

(3)・(4) [略]

4 条例第4条第1項第11号の規定により指定する地域

(1) [略]

(2) 次に掲げるダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線から500メートル以内の地域ア～ト [略]

ナ 滝ダム (久慈市小久慈町字白山所在)

ニ～ノ [略]

ハ 瀬月内ダム (九戸郡山形村大字荷軽部所在)

ヒ～ヘ [略]

(3) [略]

主要地方 道野田山 形線	久慈市山形町来 内第20地割13番 188地先 (国道交差 点)	久慈市山形町霜 畑第1地割6番 1地先 (合戦場橋東 詰)
[略]		

(3)・(4) [略]

4 条例第4条第1項第11号の規定により指定する地域

(1) [略]

(2) 次に掲げるダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線から500メートル以内の地域ア～ト [略]

ナ 滝ダム (久慈市小久慈町字白山所在)

ニ～ノ [略]

ハ 瀬月内ダム (久慈市山形町来内所在)

ヒ～ヘ [略]

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

教育委員会訓令

岩手県教育委員会訓令第6号

公立小学校
公立中学校

- 平成18年3月5日に現に山形村公立学校長に任命されている職員は、平成18年3月6日付けをもって久慈市公立学校長に任命されたものとする。
- 平成18年3月5日に現に山形村公立学校教員に任命されている職員は、平成18年3月6日付けをもって久慈市公立学校教員に任命されたものとする。
- 平成18年3月5日に現に山形村公立学校学校栄養職員に任命されている職員は、平成18年3月6日付けをもって久慈市公立学校学校栄養職員に任命されたものとする。
- 平成18年3月5日に現に山形村公立学校事務職員に任命されている職員は、平成18年3月6日付けをもって久慈市公立学校事務職員に任命されたものとする。
- 平成18年3月5日に現に山形村公立学校期限付臨時教員に任命されている職員は、平成18年3月6日付けをもって久慈市公立学校期限付臨時教員に任命されたものとする。
- 平成18年3月5日に現に山形村公立学校期限付臨時職員に任命されている職員は、平成18年3月6日付けをもって久慈市公立学校期限付臨時職員に任命されたものとする。
- 平成18年3月5日に現に山形村公立学校産休補充臨時教員に任命されている職員は、平成18年3月6日付けをもって久慈市公立学校産休補充臨時教員に任命されたものとする。
- 平成18年3月5日に現に山形村公立学校産休補充臨時職員に任命されている職員は、平成18年3月6日付けをもって久慈市公立学校産休補充臨時職員に任命されたものとする。
- 平成18年3月5日に現に別表第1の左欄に掲げる職を命ぜられている職員は、平成18年3月6日付けをもって同表の右欄に

掲げる職を命ぜられたものとする。

- 平成18年3月5日に現に別表第2の左欄に掲げる学校に勤務又は兼務を命ぜられている職員は、平成18年3月6日付けをもって同表の右欄に掲げる学校に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- 平成18年3月5日に現に別表第3の左欄に掲げる学校給食センターに勤務を命ぜられている職員は、平成18年3月6日付けをもって同表の右欄に掲げる学校給食センターに勤務を命ぜられたものとする。

平成18年3月6日

岩手県教育委員会
委員長 安藤 厚

別表第1

山形村立小国小学校長	久慈市立小国小学校長
山形村立霜畑小学校長	久慈市立霜畑小学校長
山形村立霜畑小学校教頭	久慈市立霜畑小学校教頭
山形村立山形小学校長	久慈市立山形小学校長
山形村立山形小学校教頭	久慈市立山形小学校教頭
山形村立山形小学校事務主任	久慈市立山形小学校事務主任
山形村立来内小学校長	久慈市立来内小学校長
山形村立来内小学校教頭	久慈市立来内小学校教頭
山形村立荷軽部小学校長	久慈市立荷軽部小学校長
山形村立荷軽部小学校教頭	久慈市立荷軽部小学校教頭

山形村立日野沢小学校長	久慈市立日野沢小学校長
山形村立日野沢小学校教頭	久慈市立日野沢小学校教頭
山形村立戸呂町小学校長	久慈市立戸呂町小学校長
山形村立繫小学校長	久慈市立繫小学校長
山形村立霜畑中学校長	久慈市立霜畑中学校長
山形村立霜畑中学校教頭	久慈市立霜畑中学校教頭
山形村立山形中学校長	久慈市立山形中学校長
山形村立山形中学校教頭	久慈市立山形中学校教頭
山形村学校給食センター主任 学校栄養職員	久慈市山形町学校給食センタ ー主任学校栄養職員

別表第2

山形村立小国小学校	久慈市立小国小学校
-----------	-----------

山形村立霜畑小学校	久慈市立霜畑小学校
山形村立山形小学校	久慈市立山形小学校
山形村立来内小学校	久慈市立来内小学校
山形村立荷軽部小学校	久慈市立荷軽部小学校
山形村立日野沢小学校	久慈市立日野沢小学校
山形村立戸呂町小学校	久慈市立戸呂町小学校
山形村立繫小学校	久慈市立繫小学校
山形村立霜畑中学校	久慈市立霜畑中学校
山形村立山形中学校	久慈市立山形中学校

別表第3

山形村学校給食センター	久慈市山形町学校給食センタ ー
-------------	--------------------

教育委員会告示

岩手県教育委員会告示第4号

教科用図書採択地区の設定(昭和39年岩手県教育委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月6日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

改正前		改正後	
採択地区の名称	地 域	採択地区の名称	地 域
[略]		[略]	
久慈・二戸	久慈市 二戸市 九戸郡(軽米町、洋野町、野田村、 <u>山形村</u> 、九戸村) 二戸郡(一戸町) 下閉伊郡(普代村)	久慈・二戸	久慈市 二戸市 九戸郡(軽米町、洋野町、野田村、九戸村) 二戸郡(一戸町) 下閉伊郡(普代村)

備考 改正部分は、下線の部分である。

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則及び特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月6日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第5号

へき地手当等に関する規則及び特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

(へき地手当等に関する規則の一部改正)

第1条 へき地手当等に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第2条、第3条関係) 小学校				別表第1(第2条、第3条関係) 小学校			
所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
久慈教育事務所	山根小学校	久慈市山根町	[略]	久慈教育事務所	山根小学校	久慈市山根町	
	戸呂町小学校	九戸郡山形村大字戸呂町			小国小学校	久慈市山形町小国	
	日野沢小学校	九戸郡山形村大字日野沢				来内小学校	久慈市山形町来内
	繫小学校	九戸郡山形村大字繫				荷軽部小学校	久慈市山形町荷軽部
	荷軽部小学校	九戸郡山形村大字荷軽部				日野沢小学校	久慈市山形町日野沢
	小国小学校	九戸郡山形村大字小国				戸呂町小学校	久慈市山形町戸呂町
	来内小学校	九戸郡山形村大字荷軽部				繫小学校	久慈市山形町繫
	侍浜小学校角柄分校	久慈市侍浜町				枝成沢小学校	久慈市枝成沢
	[略]	[略]				侍浜小学校	久慈市侍浜町
	小袖小学校	久慈市宇部町				侍浜小学校角柄分校	[略]
枝成沢小学校	久慈市枝成沢	[略]	[略]				
侍浜小学校	久慈市侍浜町	小袖小学校	久慈市宇部町				
大和小学校	九戸郡洋野町種市	霜畑小学校	久慈市山形町霜畑				
[略]	[略]	大和小学校	九戸郡洋野町種市				
向田小学校	九戸郡洋野町上館	[略]	[略]				
霜畑小学校	九戸郡山形村大字霜畑	向田小学校	九戸郡洋野町上館				
黒崎小学校	下閉伊郡普代村第1地割	黒崎小学校	下閉伊郡普代村第1地割				
[略]	[略]	[略]	[略]				
[略]	[略]	[略]	[略]				
中学校				中学校			

所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分
[略]			
久慈教育事務所	[略]		[略]
	三崎中学校 <u>侍浜中学校</u>	久慈市宇部町 <u>久慈市侍浜町</u>	
	大和中学校 大野第二中学校 <u>霜畑中学校</u>	九戸郡洋野町種市 九戸郡洋野町帯島 <u>九戸郡山形村大字 霜畑</u>	
	[略]		

共同調理場

[略]

別表第2(第2条関係)

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
久慈教育事務所	帯島小学校 <u>山形小学校</u>	九戸郡洋野町帯島 <u>九戸郡山形村大字川井</u>
	[略]	

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
久慈教育事務所	山形中学校	<u>九戸郡山形村大字川井</u>
[略]		

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
[略]		
久慈教育事務所	<u>山形村学校給食センター</u>	<u>九戸郡山形村大字川井</u>

所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分
[略]			
久慈教育事務所	[略]		[略]
	<u>侍浜中学校</u> 三崎中学校	久慈市侍浜町 久慈市宇部町	
	<u>霜畑中学校</u> 大和中学校 大野第二中学校	久慈市山形町霜畑 九戸郡洋野町種市 九戸郡洋野町帯島	
	[略]		

共同調理場

[略]

別表第2(第2条関係)

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
久慈教育事務所	<u>山形小学校</u> 帯島小学校	久慈市山形町川井 九戸郡洋野町帯島
	[略]	

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
久慈教育事務所	山形中学校	<u>久慈市山形町川井</u>
[略]		

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
[略]		
久慈教育事務所	<u>久慈市山形町学校給食センター</u>	<u>久慈市山形町川井</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特勤勤務手当等に関する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年岩手県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
公 署	所在地	公 署	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
岩手県立久慈高等学校山形校	<u>九戸郡山形村大字川井</u>	岩手県立久慈高等学校山形校	<u>久慈市山形町川井</u>
久慈警察署山形駐在署	<u>九戸郡山形村大字川井</u>	久慈警察署山形駐在署	<u>久慈市山形町川井</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月6日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第4号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第44条関係)			別表(第44条関係)		
1	[略]		1	[略]	
2	駐在所の名称及び位置		2	駐在所の名称及び位置	
	警察署名	名 称	位 置		
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	久慈警察署	[略]	<u>九戸郡山形村大字川井</u>	久慈警察署	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>久慈市山形町</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3	[略]		3	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩手県報 号 外

発行日 毎週火・金曜日(これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

平成18年3月6日 印刷

平成18年3月6日 発行

購読料 1箇月 3,400円(送料共)

発行人 岩 手 県

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社